

「こち亀」活用イベント企画運営業務委託  
提案事業者募集要項

令和3年1月12日

「こち亀」活用イベント企画運營業務の実施にあたり、下記のとおり提案事業者を募集します。

## 記

### 1 目的

葛飾区亀有は、漫画「こちら葛飾区亀有公園前派出所」(以下、「こち亀」という。)のまちとして、キャラクター銅像の設置やラッピングバスの運行、地域を回遊するスタンプリナーなど、こち亀を活用した様々な観光振興事業に取り組んでいる。

2021年はこち亀が45周年を迎える年であり、亀有地域の更なる活性化及び観光客誘客等を図るため、こち亀を活用した謎解きイベント(以下、「イベント」という。)を実施する。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催年であることから、こち亀において、夏季オリンピック開催年の4年に1度だけ登場するキャラクターである日暮熟睡男なども活用し、本年ならでのイベントとする。

については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、「新しい生活様式」を実践した内容にしつつ、以上のイベントを実施するにあたり、企画・運営等を委託するものである。

### 2 契約期間

令和3年4月1日(水)から同年9月30日(木)まで

(イベント実施期間は、令和3年7月17日(土)から同年9月5日(日)までとする。)

### 3 業務内容

委託する業務内容はイベントの企画・運営とし、それに付帯する業務一式とする。

イベントの主催は、葛飾区と亀有地区商店街協議会とし、参加費は無料とする。なお、イベント参加冊子配布数は20,000部程度を想定している。

#### (1) イベントの企画について

- ① こち亀の作風を踏まえ、作品に登場するキャラクターの特徴を生かした内容とし、メインキャラクター(両津、中川、麗子)を中心に据えつつ、日暮熟睡男を活用したストーリーとすること。
- ② こち亀が45周年であることを踏まえて企画すること。
- ③ 実施場所については、亀有地区商店街協議会に加盟する商店会のエリアとすること。ヒント場所も同エリアから選定すること。なお、参加申込場所(参加冊子配布)や解答の最終報告場所はゆうろーどサービスカウンター(葛飾区亀有3-21-6)とし、同場所の運営については、亀有地区商店街協議会が行う。
- ④ イベントの名称及び実施内容については、こち亀ファンのほか、年齢等を問わず

広く一般参加ができ、集客効果の高いものとする。

- ⑤ こち亀のまち亀有としての地域特性を活かし、地域に点在するこち亀観光スポットや他の観光資源などに触れ、地域の回遊ができるものとする。
- ⑥ 日本語のほか、英語、中国語（繁体字）での実施を想定しているため、その対応方法について提案すること。
- ⑦ イベント終了後、実施結果をまとめた報告書（様式任意）を提出すること。また、事業の効果を検証するため参加者アンケートを行い、集計・分析して報告書に合わせて提出すること。

(2) イベント実施に係る制作物及び告知について

① イベント参加冊子

- ・ 両面カラー
- ・ 20,000部以上
- ※ 部数や用紙の規格については、上記を踏まえて自由に提案すること。

② PRポスター

- ・ 片面4色カラー（日本語版のみ）
- A3横判：1,000部以上
- B3横判：500部以上
- B2縦判：80部以上
- ※ 部数や用紙の規格については、上記を踏まえて自由に提案すること。
- ※ ポスター掲示場所については、区公共施設・広報掲示板・商店会掲示板・自治町会掲示板等を予定している。それ以外に受注者にて掲示可能場所があれば提案すること。PRチラシについても同様とする。

③ PRチラシ

- ・ 両面4色カラー（日本語版のみ）
- A4縦判：35,000部以上
- ※ 部数や用紙の規格については、自由に提案すること。

④ 亀有駅前円柱広告（H1800mm×W1000mm）

- ・ 片面4色カラー（1種）
- ・ 塩ビシート（再剥離）

⑤ クリア記念ノベルティ

- ※ ノベルティの内容や個数については、自由に提案すること。

⑥ その他、イベントに効果的な制作物や情報発信・プロモーション等で実施できるものは、企画や用途等を提案すること（専用ホームページ、SNS等）。

なお、上記の制作物については、原則3回以上の校正に対応することとし（状況により、更に増える可能性もある）、原稿等校了後、納品前に制作物の見本を提出すること（見本は監修が必要となるため、基本的に現物とする）。

また、提案した部数で不足が生じ、イベントの実施に支障をきたすと認められる場合には、受注者が追加分の制作に対応すること。なお、その際に追加の費用が発生した場合には、受注者の負担とする。

※ 追加部数については、契約締結時の業務仕様書において、双方協議の上、上限を設定する。

(3) 運営・管理について

- ① イベントに係る設置物（以下、「設置物」という。）が生じる場合には、設置物の設置・保守・撤去については、受注者において行うこと。また、設置に係る官公庁手続等も行うこと。なお、その際に費用が発生する場合には、受注者の負担とする。
- ② 委託期間中、制作物の破損等については、受注者において、補修交換等を行うこと。

(4) 商店街との連携について

本イベントは、亀有地区商店街協議会との協働で行うものである。実施に伴い、参加者が商店街にて特典を受けられる仕組みを構築する予定である。そのために受注者としてこういった支援が可能か提案すること。

例) 参加店舗の情報をまとめたチラシを製作 など

(5) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策について

本イベントにおける、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策を十分にとること。また、その取組みについて提案すること。

(6) その他

- ① 本件は、こち亀の著作権を持つ株式会社集英社（以下、「版權元」という。）の監修検査に基づき実施されるため、監修による変更指示があった場合には、方法等を協議の上、変更に従うこと。なお、その際に追加の費用が発生した場合には、受注者の負担とする。また、業務には版權元との調整も含み、監修等により訪問する場合には、発注者に同行すること。
- ② 企画・制作において、著作権等第三者の権利の対象となっているデザイン、イラスト、写真等（以下、「素材」という。）を使用する場合、受注者は、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
- ③ 制作物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項 1 号に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に限定する権利をいう。以下同じ。）を当該著作物の引き渡し時に、発注者へ無償で譲渡する。ただし、ライセンスの譲渡が認められていない素材等は除くものとする。
- ④ 発注者は、制作物が著作物への該当・非該当に関わらず、当該制作物の内容を受注者の承諾なく自由に使用することができるものとする。
- ⑤ 受注者は、制作物が著作物に該当する場合には、発注者が当該著作物の利用目的の

実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。また、発注者は、制作物が著作物に該当しない場合には当該制作物の内容を双方協議の上改変することができる。

#### 4 提案限度価格（参考）

6, 909, 100円（税込）

※ 「こち亀」使用に係る著作権料は含まない。

※ 本委託業務にかかる契約締結は、令和3年第一回定例区議会において審議される予算の成立をその条件とする。

#### 5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 葛飾区契約事務規則（昭和39年3月30日規則第7号）に基づく出入禁止又は葛飾区競争入札参加有資格者指名停止等基準（平成21年3月31日20葛総契第339号区長決裁）に基づく指名停止（指名保留）期間中でないこと。
- (3) 葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年10月29日24葛総契第539号区長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 平成28年度から令和2年度までの過去5箇年度において、本委託業務と同様の業務（地域（施設）を回遊する謎解きイベントの企画・運営）を受注し、履行完了していること。なお、令和2年度については、令和2年12月28日までに事業が完了したものであれば可とする。
- (5) 全ての税について滞納がないこと。
- (6) 本業務を遂行するに当たって、(4)に規定する業務を担当したものを従事させることが可能であること。

#### 6 参加申込等受付

##### (1) 受付期間

令和3年1月12日（火）午前9時から同年2月2日（火）午後5時まで（必着）

##### (2) 提出書類

次の書類を提出すること。なお、葛飾区における競争入札参加資格を有するものは、下記に示す③～⑦を省略することができる。また、複数枚にわたる各書類には頁番号を付すこと。

① 参加申込書【様式1】

② 会社概要（経歴書）

③ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）[正本]（発行後3か月以内のもの。）

- ④ 財務諸表（直前決算のもの。貸借対照表及び損益計算書並びに剰余金処分計算書。）
- ⑤ 法人事業税の納税証明書[正本]
- ⑥ 法人税の納税証明書その1 [正本]
- ⑦ 消費税及び地方消費税の納税証明書その1 [正本]
- ⑧ 「5 参加資格（4）」に該当する業務実績一覧【様式2】  
 ※ 本様式に記載した業務については、当該事業の契約書の写しや成果等、業務実績が証明できるものを添付すること。
- ⑨ 「5 参加資格（6）」に該当する配置予定者経歴書【様式3】  
 ※ 社員証の写しや社員証明書など受注者の職員として証明できるものを添付すること。

(3) 申込方法

- ① (2) 提出書類を、葛飾区産業観光部観光課観光担当係（葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか2階）に、書留郵便など追跡確認ができる方法で送付すること。
- ② 各種様式は、葛飾区ホームページからダウンロードして使用すること。
- ③ 封書表面の欄外に「「こち亀」活用イベント企画運営業務委託参加申込書類在中」と朱書きすること。

7 一次審査（書類審査）

(1) 書類審査の実施

提出された「6 参加申込等受付（2）」の書類について、次の審査基準により審査し、二次審査（プレゼンテーション）参加者を得点上位4者程度まで選定する。一次審査の結果については、令和3年2月5日（金）午後5時までに電子メールにて通知する。

(2) 審査基準

評価項目	評価の視点
業務遂行力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑に業務を進められる体制が構築されているか。</li> <li>・配置予定者について、本業務を遂行する上で必要な能力を有しているか。</li> </ul>
実績に伴う信頼性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者として本業務を遂行する十分な能力や経験を有しているか。</li> </ul>

8 業務提案書の提出

二次審査の参加決定通知を受けたものは、以下により書類を提出すること。

(1) 提出期間

令和3年2月17日（水）午前9時から同年3月3日（水）午後5時まで（必着）

## (2) 提出書類

### ① 提案書

A 4 判縦左綴じ 30 頁以内（表紙は除く。様式任意）で作成し、頁番号を付すこと。  
なお、A 4 判以外を使用する場合は、仕上がりが A 4 判となるようにすること。また、提案書の作成にあたっては、以下の視点を踏まえること。

- ・ 亀有地域の特性
- ・ イベントのコンセプト、企画内容、ターゲット
- ・ イベントを実施することによる効果
- ・ ヒント場所の選定に対する考え方
- ・ 各制作物の部数、規格、掲出場所
- ・ ポスター、チラシ以外の告知方法（専用ホームページ、SNS 等）
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応
- ・ 商店街との協働に関する取組み
- ・ 業務運営体制
- ・ その他追加提案

### ② 業務スケジュール【様式 4】

### ③ 見積書（様式任意）

※金額の内訳を記載すること。

なお、製本にあたっては、①～③をあわせて製本すること。

## (3) 提出部数

提案書を、正本（要押印）1 部、副本（社名、ロゴマーク及び製品名等の表示がないもの）1 2 部提出すること。

## (4) 提案書記載内容の確認

提案者は、提出された提案書の内容について本区から質問を受けた場合は、その都度指定する期日までに回答すること。なお、回答内容も提案の一部として取り扱うので注意すること。

質問事項の送付及び回答は、電子メールにて行うものとする。

## (5) 提出先

- ① (2) 提出書類を、葛飾区産業観光部観光課観光担当係（葛飾区青戸 7-2-1 テクノプラザかつしか 2 階）に、書留郵便など追跡確認ができる方法で送付すること。
- ② 各種様式は、葛飾区ホームページからダウンロードして使用すること。
- ③ 封書表面の欄外に「「こち亀」活用イベント企画運営業務委託提案書類在中」と朱書きすること。

## (6) 留意事項

- ① 企画は、1 社 1 案とする。

- ② 「(3) 正本」及び「質問書【様式5】」以外の各提出書類には、社名やロゴマーク、製品名等の応募者を特定できる表記はしないこと。

## 9 提案書等作成にあたっての質問及び回答

### (1) 質問方法

提案書等の提出書類作成に関する質問は、電子メール（アドレス：051700@city.katsushika.lg.jp）により受け付ける。質問内容は、「質問書【様式5】」に記載の上、メールに添付することとし、メールのタイトル及び添付ファイル名のいずれも「こち亀活用イベント業務・法人名」とすること。

### (2) 受付期間

令和3年2月8日（月）午前9時から同年2月15日（月）午後5時まで（必着）

### (3) 回答方法

質問事項の回答は、全提案者に、令和3年2月16日（火）午後5時までに電子メールにて通知する。

### (4) その他

電話での質問は応じないこととする。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ電話で問い合わせをする。

## 10 二次審査（プレゼンテーション）

### (1) プレゼンテーションの実施

委託業者の選定にあたり、「こち亀」活用イベント企画運營業務委託業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、プレゼンテーションを行う。

- ① プレゼンテーション予定日：令和3年3月9日（火）
- ② 会場、時間及び実施方法等の詳細は提案者に対して別途連絡するが、プレゼンテーションは、本委託業務に従事する管理責任者が行うこと。
- ③ プレゼンテーションの内容の公開・非公開については、提案者に対し、公開する場合における不利益の有無、程度等について、事前に十分な確認を行った上で決定する。
- ④ プレゼンテーションは提出された提案書に基づいて行うものとし、新たな資料の提出は認めない。
- ⑤ プレゼンテーションの際はプロジェクターの使用を可能とする。ただし、提案書以外の新たな資料を提示した場合は失格とする。

## (2) 審査基準

評価項目	評価の視点
亀有地域に対する理解度	・ 亀有地域の特性を把握しているか。
企画・内容	・ 提案内容が具体的で、かつ独創性を有しているか。 ・ 業務目的に沿った提案内容となっているか。 ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止への対策は十分か。 ・ 商店街との協働について有効提案があるか。 ・ 業務提案で新たな有効提案があるか。
広報	・ 効果的な広報手法を用いているか。
管理運営能力	・ 確実に業務を遂行し得る提案となっているか。
プレゼンテーション	・ 説明が論理的で説得力があるか。

## 11 最優秀提案者の決定等

### (1) 最優秀提案者の選定方法

選定委員会は、提出された提案書及びプレゼンテーションを踏まえて、上記の評価を総合的に審査し、一定の水準を満たした者の中から優秀提案者を決定し、得点上位の優秀提案者から順位づけをした上で、選定委員会の合議により最優秀提案者を決定する。

### (2) 審査結果の通知

審査結果については、提案者に、自己の結果について令和3年3月中旬を目途に電子メールにて通知する。なお、審査内容に関する問い合わせには応じないものとする。

### (3) 審査結果の公表

選定の経過及び結果（最優秀提案者・優秀提案者名、採点結果等を含む。）については、契約締結後、葛飾区ホームページへの掲載により公表する。

### (4) 契約締結等

- ① 最優秀提案者と契約を締結する。辞退又はやむを得ない理由等により最優秀提案者と契約締結できない場合は、次順位の優秀提案者と契約交渉を行う。
- ② 本要項及び提案書に則った業務仕様書を作成し、令和3年4月1日（予定）に契約を締結する。

## 12 その他留意事項

- (1) 提案書の文言の表記は、可能な限りわかりやすく平易な表現とすること。
- (2) 各提出期限までに提出書類が到達しなかった場合は、参加資格を失う。
- (3) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出書類等は、返却しないものとする。また、提案書等の著作権は提案者に帰属す

- る。
- (5) 葛飾区は、提出書類について、事業者の選定以外に、提出者に無断で使用しないこととする。
  - (6) 提出書類は情報公開の対象となる。ただし、明らかに法人等に不利益を与えると認められるもの等については、非公開とする。
  - (7) 提出された提案書の公開・非公開については、提案書の提出者に対し、公開する場合における不利益の有無、程度等について、事前に十分な確認を行った上で決定する。
  - (8) 提出書類に不備があった場合、当該項目は記載がなかったものとして審査する。
  - (9) 提出書類等の差替え及び再提出は認めない。
  - (10) 契約締結後、契約金額の内訳又は契約書の写しを提出させる場合がある。
  - (11) 制作にあたり、他者の肖像権・所有権・著作権等を侵すものでないこと。また、法令及び東京都並びに葛飾区の条例規則を遵守すること。
  - (12) 全ての業務を一括して第三者に委託することは出来ないものとする。
  - (13) 本委託業務に係る契約締結は、令和3年第一回定例区議会において審議される予算の成立をその条件とする。
  - (14) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、募集方法や期間等を変更する場合がある。

### 13 実施手順

項 目	日 程
募集要項の公表 参加申込受付期間	令和3年1月12日(火) 午前9時から 令和3年2月2日(火) 午後5時まで(必着)
一次審査結果通知	令和3年2月5日(金) 午後5時までに通知
質問受付期間	令和3年2月8日(月) 午前9時から 令和3年2月15日(月) 午後5時まで(必着)
質問回答	令和3年2月16日(火) 午後5時までに回答
業務提案書提出期間	令和3年2月17日(水) 午前9時から 令和3年3月3日(水) 午後5時まで(必着)
二次審査 (プレゼンテーション)	令和3年3月9日(火)
選定結果通知	令和3年3月中旬

### 14 問い合わせ先

葛飾区産業観光部観光課観光担当係 松谷  
〒125-0062 葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか2階  
電 話：03(3838)5558

F A X : 0 3 ( 3 8 3 8 ) 5 5 5 1

E-mail : 051700@city.katsushika.lg.jp